



厚生労働省北海道労働局発表
平成29年5月30日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

<電 話>011-709-2311
(内線 3541)

報道関係者 各位

自動車運転者を使用する事業場の82.6%で法令違反

～自動車運転者を使用する事業場に対する平成28年の監督指導状況～

北海道労働局（局長 ^{ひきち}引地 ^{むつお}睦夫）では、この度、管下17の労働基準監督署（支署）が、トラック、バス及びタクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成28年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

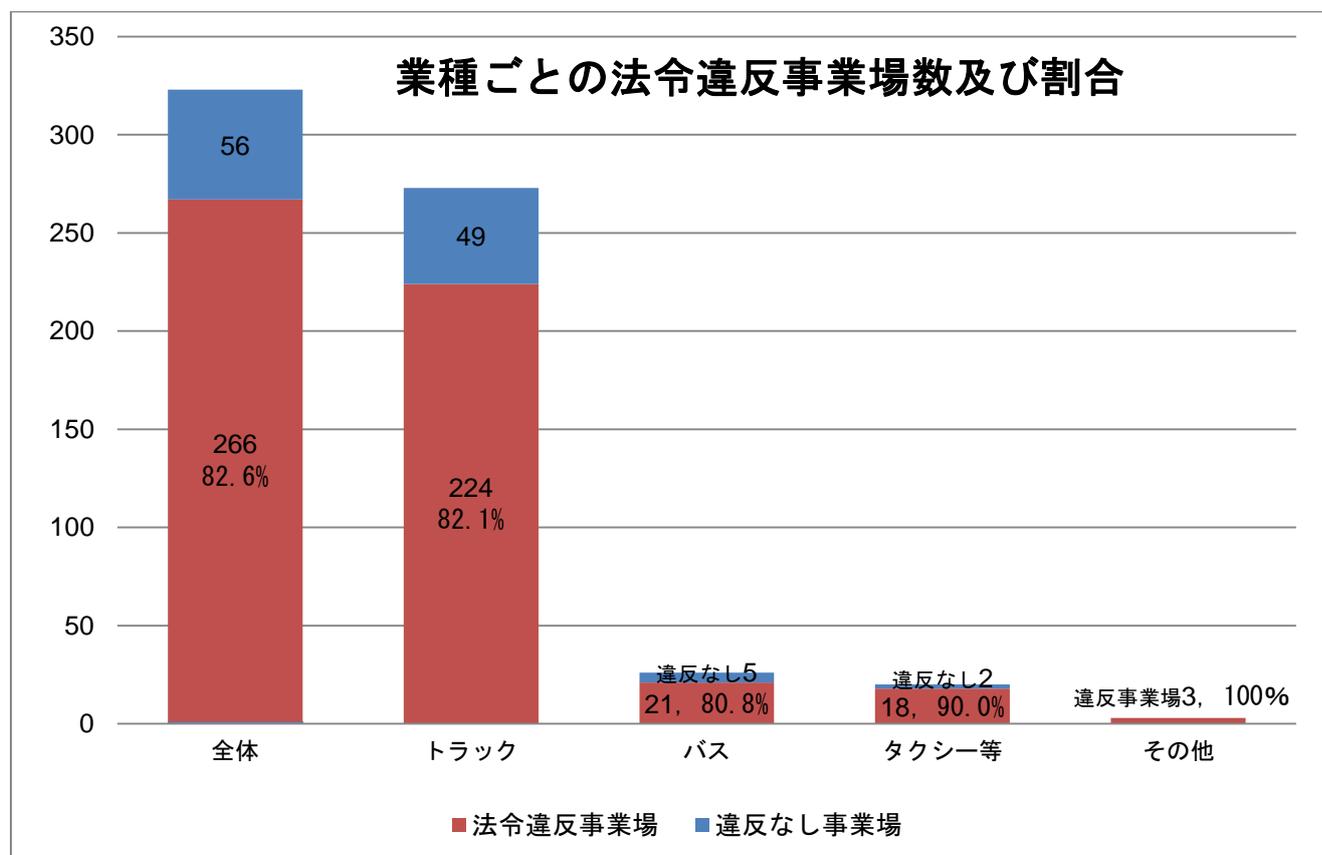
- 1 監督指導を行った事業場は322事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは266事業場（82.6%）となっています（別紙の1参照）。
また、改善基準告示※違反が認められたのは、193事業場（59.9%）となっています（別紙の2参照）。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、別添参照）
- 2 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に①労働時間（56.5%）②割増賃金（22.4%）③休日（6.5%）となっています（別紙の1参照）。
- 3 主な改善基準告示違反事項は、多い順に①総拘束時間（40.7%）②最大拘束時間（36.0%）③連続運転時間（25.5%）となっています（別紙の2参照）。
（「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間（トラック・タクシーは1か月間、バスは4週間）における拘束時間をいう。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「連続運転時間」は中断することなく運転を行う時間をいう。）
- 4 改善事例
事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた改善事例がありましたので、紹介します（別紙の4参照）。
- 5 北海道労働局における今後の取組について
北海道労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

1 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

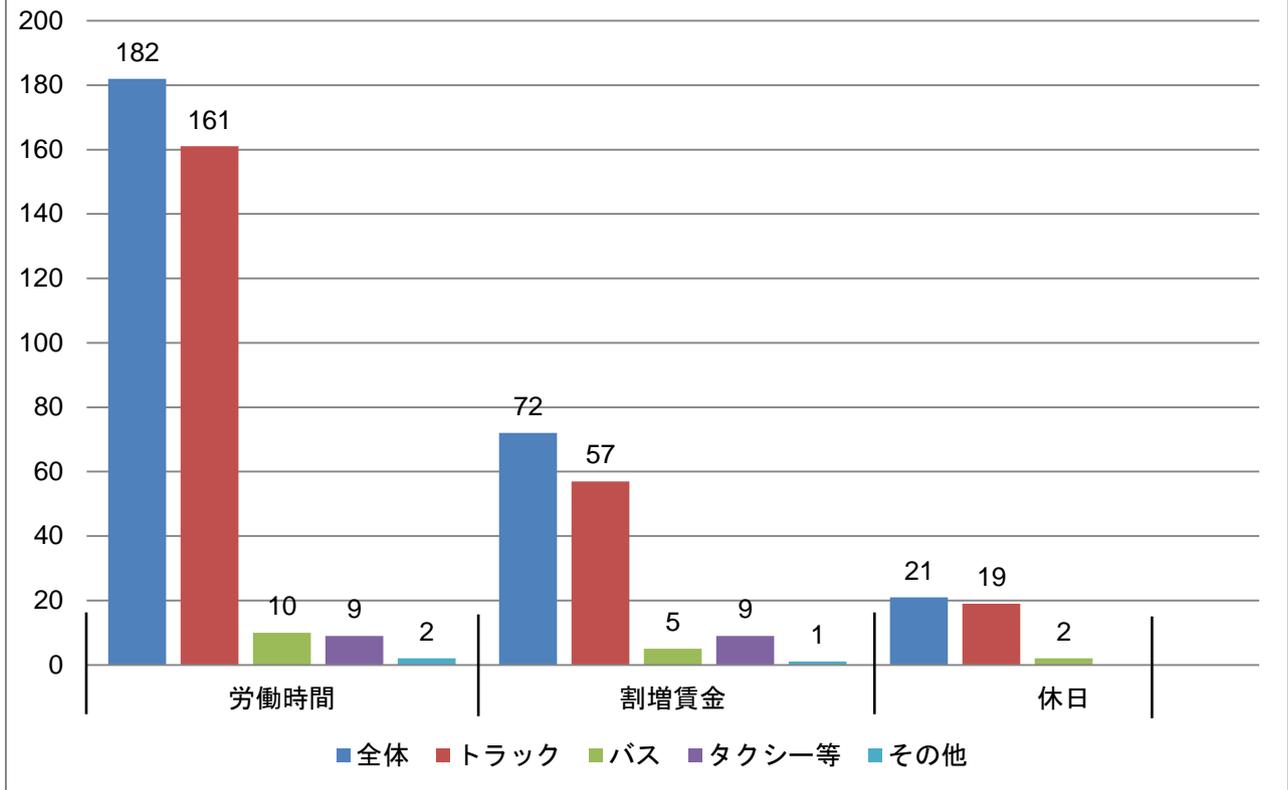
業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		273	224 (82.1%)	161 (59.0%)	57 (20.9%)	19 (7.0%)
バス		26	21 (80.8%)	10 (38.5%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)
タクシー等		20	18 (90.0%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)
その他		3	3 (100.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
合計		322	266 (82.6%)	182 (56.5%)	72 (22.4%)	21 (6.5%)

※表中の（ ）内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

※タクシー等：タクシー及びハイヤー。



業種ごとの主な法令違反事項件数



※1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

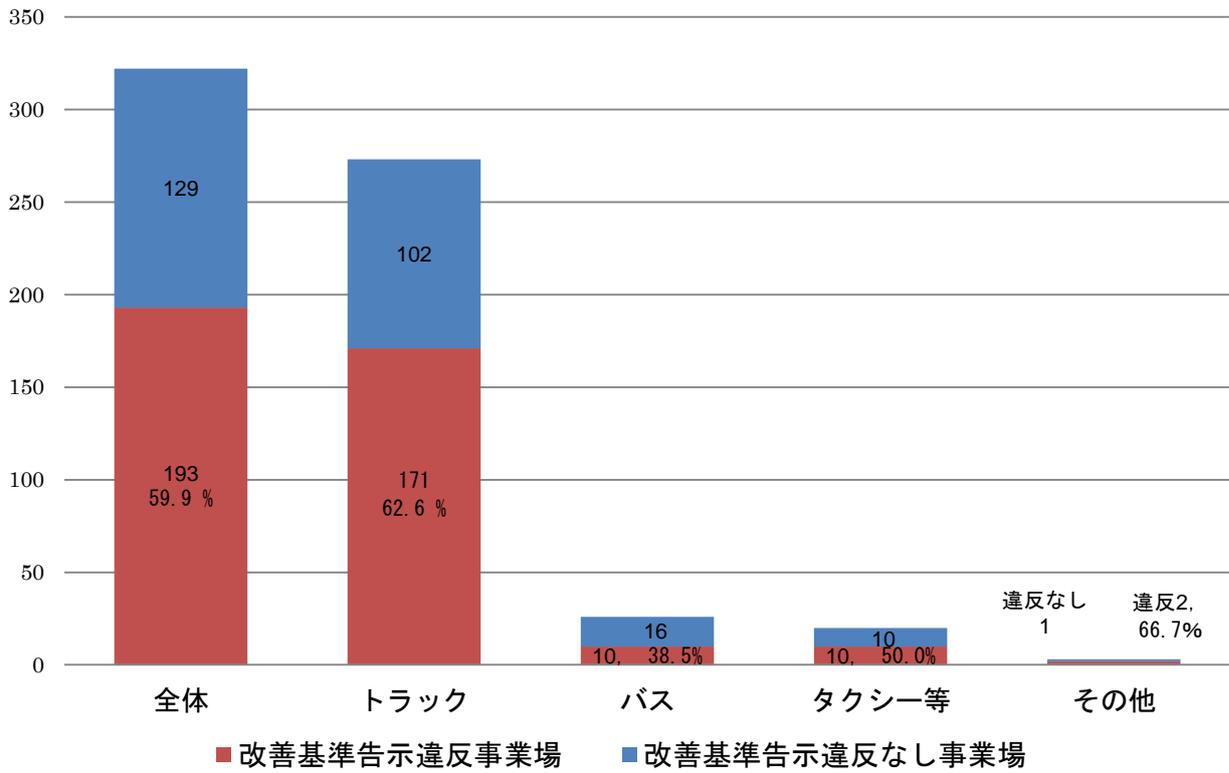
2 業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

事項 業種	監督 実施 事業 場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項					
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息 期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日 労働
トラック	273	171 (62.6%)	114 (41.8%)	103 (37.7%)	67 (24.5%)	44 (16.1%)	77 (28.2%)	21 (7.7%)
バス	26	10 (38.5%)	7 (26.9%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	0 (0.0%)	3 (11.5%)	1 (3.8%)
タクシー等	20	10 (50.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
その他	3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
合計	322	193 (59.9%)	131 (40.7%)	116 (36.0%)	72 (22.4%)	44 (13.7%)	82 (25.5%)	22 (6.8%)

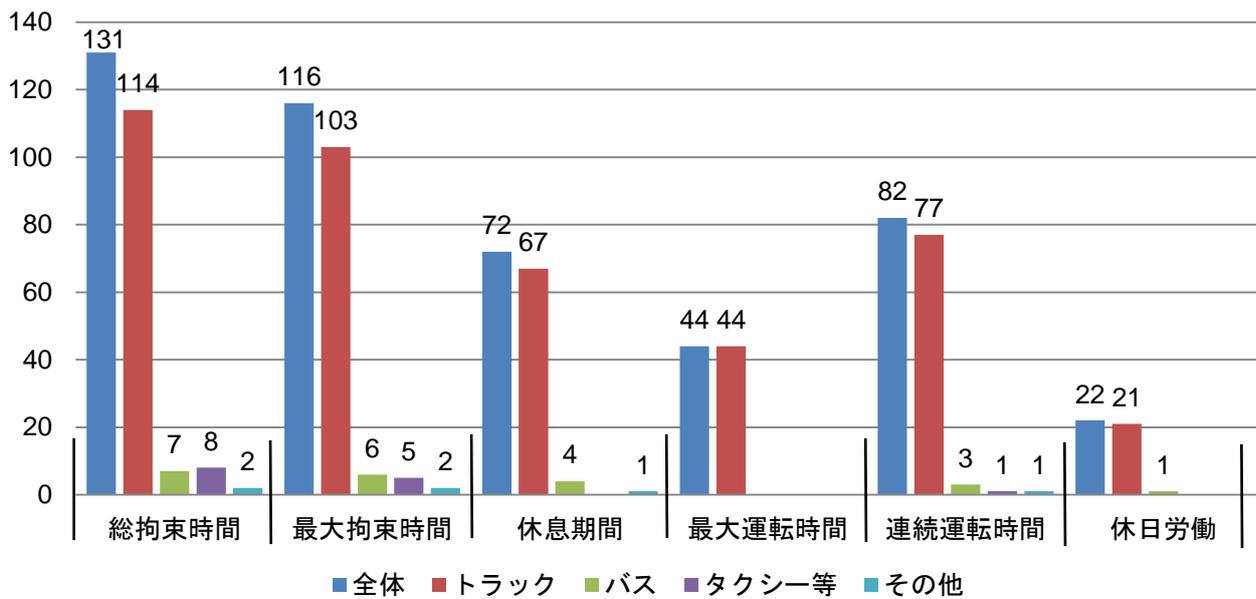
※表中の（ ）内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

※タクシー等：タクシー及びハイヤー。

業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び割合



業種ごとの主な改善基準告示違反事項件数



※1事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

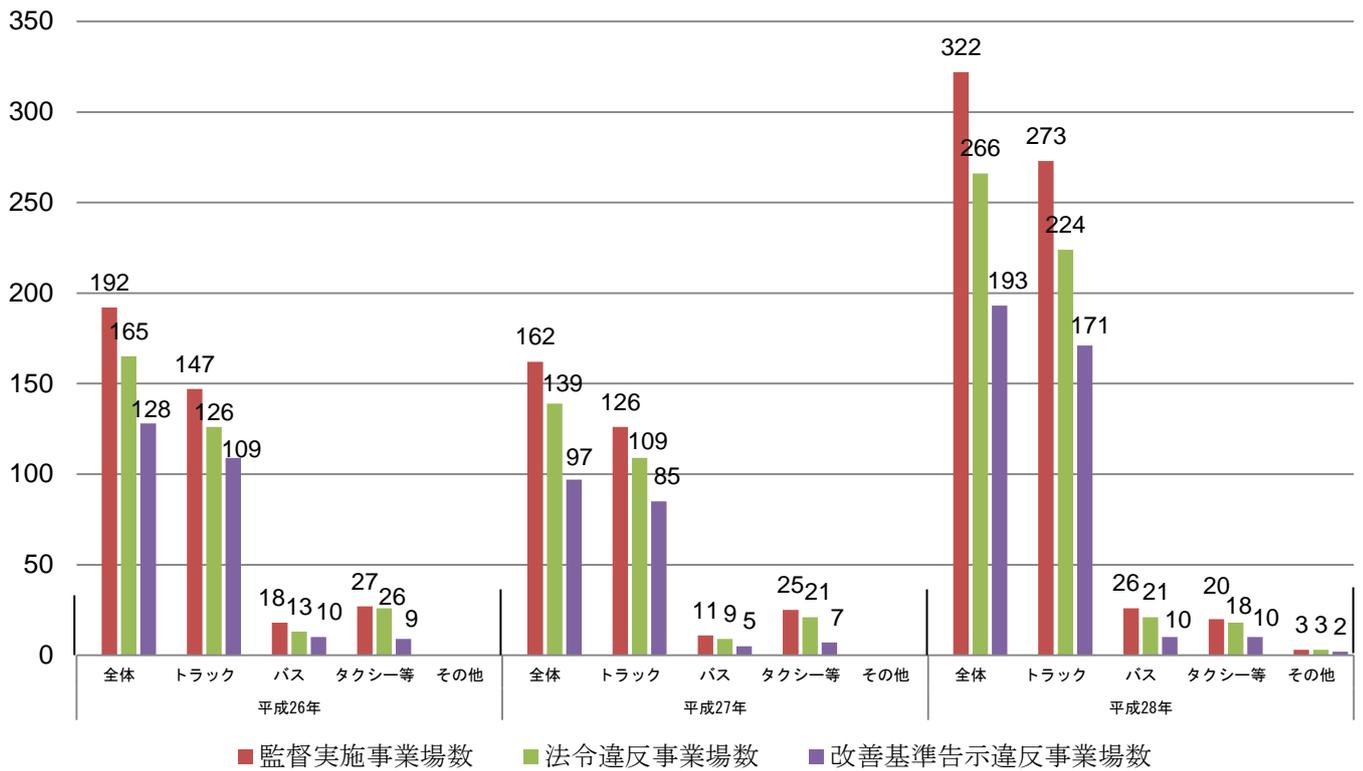
3 平成26年から平成28年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		平成26年	平成27年	平成28年
トラック	監督実施事業場数	147	126	273
	労働基準関係法令違反事業場数	126 (85.7%)	109 (86.5%)	224 (82.1%)
	改善基準告示違反事業場数	109 (74.1%)	85 (67.5%)	171 (62.6%)
バス	監督実施事業場数	18	11	26
	労働基準関係法令違反事業場数	13 (72.2%)	9 (81.8%)	21 (80.8%)
	改善基準告示違反事業場数	10 (55.6%)	5 (45.5%)	10 (38.5%)
タクシー等	監督実施事業場数	27	25	20
	労働基準関係法令違反事業場数	26 (96.3%)	21 (84.0%)	18 (90.0%)
	改善基準告示違反事業場数	9 (33.3%)	7 (28.0%)	10 (50.0%)
その他	監督実施事業場数	0	0	3
	労働基準関係法令違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)
合計	監督実施事業場数	192	162	322
	労働基準関係法令違反事業場数	165 (85.9%)	139 (85.8%)	266 (82.6%)
	改善基準告示違反事業場数	128 (66.7%)	97 (59.9%)	193 (59.9%)

※表中の（ ）内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

※タクシー等：タクシー及びハイヤー。

業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数（H26年～H28年）



※ 1事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

4 監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例 【トラック】

<事例1>

【事業場の状況】

自動車運転者について、36協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、繁忙期においては時間外労働も100時間を超える者が認められる状況であった。

【事業場における取組】

事業主も問題意識を持っており、荷主との協議を行い、これまで行っていた荷の積卸し作業の一部を荷主において行うこととなった。これにより、荷の積卸し作業の時間が短縮され、時間外労働の削減につなげることができた。

<事例2>

【事業場の状況】

自動車運転者について、配送ルートによって特定の者が長時間労働となっていること、荷主からの依頼により突発的な配送が発生することにより、時間外労働が増加していた。

【事業場における取組】

自動車運転者を配送ルートで固定せず、複数のルートを組み合わせて勤務シフトを作成することにより、各運転者の労働時間の平準化を図った。

また、荷主との契約においては、協議により輸送枠の調整を行い、突発的な配送を減らすことにより、時間外労働の削減につなげることができた。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】

総拘束時間

トラック…………… 原則 1か月 293時間
バ ス…………… 原則 4週間平均で1週間 65時間
タクシー…………… 原則 1か月 299時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間
(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー: 原則 継続8時間以上

○ 最大運転時間

トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間
バ ス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

○ 連続運転時間

トラック、バス: 4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)

○ 休日労働

トラック、タクシー…………… 2週間に1回以内、
かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
バ ス…………… 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。